

令和3年4月12日決定

令和3年4月28日変更

対象事業者の皆様（飲食事業者を除く）

沖縄県新型コロナウイルス対策本部
本部長 玉城 康裕

新型コロナウイルス感染症「まん延防止等重点措置」に係る施設への協力依頼について

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。

「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針に基づき下記の通り、施設の使用について御協力をお願いしているところですが、「まん延防止等重点措置」の期間延長に伴い依頼期間を5月5日から5月11日まで延長いたします。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 対象施設（新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項に規定する施設のうち以下の施設）
 - ・運動施設、遊技場
 - ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - ・集会場又は公会堂、展示場
 - ・博物館、美術館又は図書館
 - ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
 - ・遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く）
 - ・生活必需物資を除く物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）
 - ・生活必需サービスを除くサービス業を営む店舗（1,000㎡超）
- 2 働きかけ内容
 - ①入場者の整理誘導を行い、施設内での混雑を抑制すること
 - ②対象施設において、イベント実施にあたっては沖縄県イベント等実施ガイドラインを遵守し、人数上限5,000人、かつ収容定員大声無し100%以内、大声有り50%以内とすること
 - ③不要不急の外出自粛や施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があるため、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時までとすること

特措法によらない協力依頼を行う施設一覧

※下記の施設のうち飲食店等その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設に対しては特措法に基づく要請を別途行っている。

種類	施設	備考
劇場等	劇場	【依頼内容】 ・5時～20時の営業（酒類の提供は、11時～19時） ・人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声無し100%以内、大声有り 50%以内 ・入場者の整理誘導等の実施（混雑回避のため） <u>※特に大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）は、施設内外に混雑が生じることがないように入場整理の徹底をお願いします。</u>
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会又は公会堂	集会場	
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
博物館、美術館又は図書館	博物館	
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設	性風俗店	
	デリヘル	
	アダルトショップ	
	個室ビデオ店	
	ライブハウス	
	場外馬（車・舟）券場	
運動・遊技施設	体育館	
	屋内・屋外水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	柔剣道場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	その他スポーツ施設提供提供業	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	テーマパーク	
	遊園地	

1,000㎡を超える広さの 物品販売業を営む店舗	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	【協力依頼内容】 ・ 5時～20時の営業（酒類の提供は、11時～19時） ・ 入場者の整理誘導等の実施（混雑回避のため）
	ペット美容室（トリミング）	
1,000㎡を超える広さの サービス業を営む店舗	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場 （集客活動を行い、来場を促すもの）	
	古物商（質屋を除く。）	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ	
	DVD/ビデオレンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店（店舗）	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン（保健所に届け出ている理美容所は除く）	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	まつ毛エクステンション専門店（ヘアカット等を行わない理美容所）	
	エステサロン（保健所に届け出ている理美容所は除く）	
日焼けサロン		
脱毛サロン		
写真屋		
フォトスタジオ		
美術品販売		
展望室		